平成２９年（フ）第７７２号
埼玉県川口市安行出羽３丁目７番５号シャンドフルール204号、破産手続開始時の住所さいたま市桜区山久保１丁目17番25号607
破産者　平野　育美
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９１号
埼玉県上尾市大字今泉83番地　グランマルニエ　イーストコート202
破産者　三浦　　淳
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２９９号
さいたま市南区辻２丁目20番６号　リリィハウスＢ号室
破産者　細井　新一
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２５２４号
横浜市瀬谷区三ツ境20番地25　マイキャッスル三ツ境302号
破産者　若林　　亮
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２８号
新潟市西区寺尾西４丁目８番７号
破産者　今井　清雄
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０９４号
名古屋市昭和区阿由知通４丁目９番地の２　サンハイツ喜多村111号
破産者　吉村　壮登
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１０５号
石川県金沢市昌永町15番60号　信開ダイナスティ浅野川・1535号、開始決定時の住所名古屋市名東区植園町２丁目１番地　アーバンラフレ虹ケ丘南１号棟201号
破産者　久保　　愛
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４１４号
名古屋市瑞穂区惣作町３丁目43番地の１　クリエイト妙音611号
破産者　岩田　匡史
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４９２号
名古屋市熱田区大宝４丁目９番３号　ステージ大宝102号、従前の住所名古屋市千種区汁谷町128番地の２　ユーステージ富士見台203
破産者　弁天書店こと　大竹　雄介
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８１９号
神戸市須磨区竜が台１丁目12番地　34号棟306号、従前の住所岡山市北区南方３丁目８番39号
破産者　ｃａｆｅ＆ｂａｒ　ｂａｃａｖｅｌｌ　ことＰｉｚｚｅｒｉａ　ｂａｒ　ＮＡＰＯＬＩ岡山南方ことＰｉｚｚｅｒｉａ　ｂａｒ　ＮＡＰＯＬＩ神戸元町こと　矢野　隆志
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６８号
兵庫県高砂市神爪２丁目12番22－302号　レッセンス・サヴァー、従前の住所兵庫県高砂市神爪２丁目10番８－503号　プレステージ宝殿
破産者　カットスタジオノーベリーこと　大里　裕之
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４７６号
兵庫県姫路市飾磨区恵美酒370番地１　第６恵美酒マンション601号
破産者　コスメチックみまつこと　松田　純子
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３４号
愛媛県西予市宇和町岩木334番地
破産者　井上　　明
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第３８号
愛媛県西予市野村町野村11－95－１　グループホームかぐや姫、住民票上の住所愛媛県西予市野村町野村11号45番地
破産者　佐藤　圭子
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第２０８号
高知市天神町８番24号　マンションリバーサイド601、開始決定時の住所高知市中秦泉寺96番地　秦泉寺ハイツ206
破産者　杉山　　彰
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４５６号
熊本市西区新土河原２丁目３番21号　レッドハイツⅢ102号
破産者　吉田　元気
１　決定年月日　平成30年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２１３号
北海道旭川市春光台２条３丁目９番14号
破産者　山原　琢也
１　決定年月日　平成30年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６２２号
横浜市港南区日野９丁目33番19号　コーポ寿202
破産者　萩原　　満
１　決定年月日　平成30年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部